

静岡県立大学における施設の有効活用に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 87 号

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学施設管理規則（以下、「管理規則」という。）第 8 条の規定に基づき、教育研究活動の変化に応じた、より効率的な施設使用を図るため必要な事項を定め、全学的な施設の有効活用を促進し、教育研究活動の一層の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「全学共通利用スペース」（以下、「共用スペース」という。）とは、教育研究の展開に応じて生じるニーズに対応して全学的観点から弾力的に活用するスペースをいう。

2 この規程において「施設担当者」とは、管理規則別表に定める者をいう。

3 この規程において「使用者」とは、共用スペースの使用を許可された者をいう。

(委員会の設置)

第 3 条 施設の有効活用を推進するため、静岡県立大学施設有効活用委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(施設の点検・評価)

第 4 条 委員会は、施設の適正な使用及び有効活用を推進し、使用実態に係る問題点を把握するために施設の使用状況に関する点検・評価（以下、「点検・評価」という。）を実施する。

2 委員会は、原則として 3 年ごとに、点検・評価を実施するものとする。ただし、学長が必要と判断した場合は、委員会に点検・評価を実施させることができる。

(共用スペースの指定)

第 5 条 学長は、施設の有効活用の観点から、点検・評価の結果に基づき、次の各号に掲げる施設について、静岡県立大学教育研究審議会（以下、「教育研究審議会」という。）の議を経たうえで、共用スペースとして取り扱うものとする。

(1) 目的外に使用されている施設

(2) 使用効率が著しく低い施設

(3) 学長が特に必要と認めた施設

(改善勧告)

第 6 条 学長は、点検・評価の結果に基づき、教育研究審議会の議を経たうえで、施設担当者に対し改善勧告を行うことができる。

2 前項の規定に基づく勧告を受けた施設担当者は、学長に対し速やかに改善方法について報告しなければならない。

(使用資格)

第 7 条 共用スペースを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
 - (2) その他学長が適当と認めた者
- (使用の申込み)

第8条 共用スペースの使用を希望する者は、所属する部局長の承認を得て、学長に使用申込書（別紙様式1）を提出する。ただし、共用スペースの使用を希望する者が、各種委員会等、部局に所属しない時は、部局長の承認は不要とする。

(使用の許可)

第9条 学長は、全学の施設の利用状況、教育研究ニーズの動向等を総合的に勘案し、教育研究審議会の議を経たうえで、共用スペースを使用する者及び使用期間を決定する。ただし、必要があると認める場合は、許可に当たって条件を付することができる。

(使用期間)

第10条 前条に規定する使用期間については、原則3年以内とし、使用目的などを勘案し、これを定める。

- 2 使用者は、使用期間の延長を希望する場合には、所属する部局長及び施設担当者の承認を得て、期間満了の3か月前までに、学長に使用期間延長申請書（別紙様式2）を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、使用者が、各種委員会等、部局に所属しない時は、部局長の承認は不要とする。

(施設担当者)

第11条 学長は、第9条の規定により共用スペースを使用する者を決定した場合には、当該共用スペースの施設担当者を定めなければならない。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、共用スペースを許可された目的以外の用途に使用してはならないほか、許可内容を変更する場合には、事前に学長の許可を受けなければならない。

(経費の負担)

第13条 使用者は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 使用目的の遂行上必要な設備等の設置及び撤去に要する経費
- (2) 使用終了後、原状回復するために要する経費

(使用の取消し)

第14条 使用者がこの規程及び許可内容に違反した場合、学長は、使用許可を取り消すことができる。

- 2 前項のほか、本学において特別の必要が生じた場合及び共用スペースの運用上特に必要がある場合は、学長は、教育研究審議会の議を経たうえで、使用の許可を変更し、または取り消すことができる。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、学長が教育研究審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(様式1)

全学共通利用スペース使用申込書

年 月 日

静岡県立大学長様

使用申込者

職

氏 名

全学共通利用スペースを使用したいので、静岡県立大学施設の有効活用に関する規程第8条の規程に基づき、下記のとおり申し込みます。

使用者	名簿別紙のとおり 本学教員（ 人） その他（ 人）	
使用目的		
試用期間	年 月 日～ 年 月 日	
使用希望箇所		
施設の改修	既存設備の撤去、新規設備の設置計画について記入してください。	
備考		所属部局長 の印

※…使用目的、施設の改修等については、可能な限り、参考資料を提出してください。

(様式2)

全学共通利用スペース使用期間延長申請書

年 月 日

静岡県立大学長様

使用申込者

職

氏 名

全学共通利用スペースを使用したいので、静岡県立大学施設の有効活用に関する規程第 10 条の規程に基づき、下記のとおり申し込みます。

使用者	名簿別紙のとおり 本学教員 (人) その他 (人)		
使用目的			
試用期間	年 月 日～ 年 月 日		
使用希望箇所			
延長を必要とする理由	※…資料があれば添付してください。		
備考		所属部局長 の印	施設担当者 の印

※…施設担当者が所属部局長である場合には、施設担当者欄への押印は不要です。